

2020 年 8 月 28 日

加盟団体・協力団体  
理事長・専務理事 殿

公益財団法人日本陸上競技連盟  
専務理事 尾 縣 貢  
競技運営委員長 鈴木 一 弘  
( 公 印 省 略 )

WA シューズ改訂規則国内適用についての統一見解・運用について (通知)

平素は、陸上競技界発展のため、格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

過日、ワールドアスレティックス (以下「WA」という。) シューズ改訂規則の適用についてお伝えし、さらに国内適用では 2020 年 11 月 30 日までは移行期間とし、改訂規則の適用は貴団体の判断に委ね、12 月 1 日以降は日本においても WA シューズ改訂規則を適用することとする旨、お知らせ致しました。

移行期間における国内適用にあたりまして一定の方針の下、運用して頂くことが望ましいと判断し、下記の様に定めたいと思います。

記

- 1 トラック競技において、WA シューズ改訂規則を適用しない場合は、規定外のシューズ使用についてリザルトに明記して記録申請を行うこと。
- 2 トラック競技において、WA 改訂規則を適用した場合は、規定外シューズ使用者の扱いについて「失格扱い」とする。  
※レース前に確認した場合は出場を認めない、招集所で確認できなかった、あるいは事後に確認された場合は記録抹消の扱いとする。
- 3 フィールド競技のシューズに関して 2020 年 11 月 30 日までは、WA 改定前規則に準じたシューズの使用は認められる (適用は 12 月 1 日以降)。  
※シューズ検査の必要はなく、記録申請に関しても特段の操作の必要はない。
- 4 2020 年 12 月 1 日以降については、国内においても WA シューズ改訂規則を完全適用するのでトラック競技・フィールド競技とも規定外のシューズ使用は認められなくなる。

以上

本件に関するお問合せ先 (メールにてお願い致します。)

公益財団法人日本陸上競技連盟 事業部事業課 E-mail : jigyo@jaaf.or.jp